

(2) 大気汚染緊急時発令基準

物質	注意報基準	警報基準
硫黄酸化物	次のいずれかに該当する場合 ア 0.2ppm以上が3時間継続した場合 イ 0.3ppm以上が2時間継続した場合 ウ 0.5ppm以上になった場合 エ 48時間平均値が0.15ppm以上になった場合	次のいずれかに該当する場合 ア 0.5ppm以上が3時間継続した場合 イ 0.7ppm以上が2時間継続した場合
浮遊粒子状物質	2.0mg/m <sup>3</sup> 以上が2時間継続した場合	3.0mg/m <sup>3</sup> 以上が3時間継続した場合
一酸化炭素	30ppm以上になった場合	50ppm以上になった場合
二酸化窒素	0.5ppm以上になった場合	1ppm以上になった場合
オゾン	0.12ppm以上になった場合	0.4ppm以上になった場合
備考		
<p>1 濃度の表示は特にことわりのない限り1時間平均値とする。</p> <p>2 注意報又は警報の基準に該当し、かつ、気象条件からみて大気の汚染の状況が継続すると認められるときに、該当地域に注意報又は警報を発令する。</p> <p>3 注意報又は警報の基準未満が2時間継続し、気象条件から緊急事態を脱したと認めるときに、注意報又は警報を解除する。警報を解除したときは、注意報に切り替える。</p>		

(3) 微小粒子状物質 (PM2.5) の注意喚起の判断基準

ア 注意喚起の判断基準

1 日平均値が暫定的な指針となる値を超えると予想される場合

(ア) 注意喚起を行う暫定的な指針となる値

1 日平均値：70 $\mu$ g/m<sup>3</sup>

(イ) 注意喚起を行う判断方法

a 午前中の早めの時間での判断方法

当該日の午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が85 $\mu$ g/m<sup>3</sup>を超えた場合

b 午後からの活動に備えた判断方法

当該日の午前5時から12時までの1時間値の平均値が80 $\mu$ g/m<sup>3</sup>を超えた場合

※ 1時間値の平均値は、測定局単位で計算する。

※ 県内測定局のいずれか1局でも超えれば県内全域に注意喚起を行う。

イ 注意喚起の解除

当該日の24時をもって自動解除